

ドイツを経由して日本に帰国する際の留意事項

2021年1月20日

〈ポイント〉

●ドイツを経由して日本に帰国する場合、ドイツ到着到着前48時間以内に実施したPCR検査の陰性証明書が必要となりました。

●現在、日本における水際対策の強化により、日本入国時においても全ての国籍者を対象に陰性証明書が必要です。同陰性証明書は指定のフォーマットか、同指定フォーマット記載事項が全て記載されている医療機関作成の証明書でなければなりません。

〈本文〉

1 ドイツ入国・経由時における陰性証明書

(1) ドイツ連邦政府は、今月19日からブラジルをレベル3のリスク地域（特に感染力が強いウイルスの変異株が蔓延しているリスク地域）に指定しました。

(2) これに伴い、今後、ブラジルからドイツを経由して日本に帰国する場合、ドイツで制限区域から出ずにトランジットのみを行う場合であっても、ドイツ到着前48時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書を取得し、搭乗時に航空会社に対して提示することが求められます（注）。

注）ルフトハンザ航空のホームページによると、陰性証明書は紙でも電子文書でも良く、英語又はドイツ語で作成される必要があるとされています。

(3) また、以下のデジタル入国登録フォームにより、事前に入国登録を行うことが必要となります。

＜デジタル入国登録フォーム＞

<https://www.einreiseanmeldung.de/>

(4) 各国政府による水際対策措置は今後も頻繁に変更される可能性がありますので、航空券を購入される前に、御利用の航空会社のホームページ等を利用して搭乗に必要な書類等を必ず確認するようにしてください。

【参考】

・ルフトハンザ航空のホームページ

<https://www.lufthansa.com/jp/en/flight-information>

2 日本入国時における陰性証明書の提示

現在、日本における水際対策措置の強化に伴い、日本国籍者も含む全ての国籍者を対象に、国際線出発前72時間前以内に実施した検査証明書の提示が必要となっています。原則として、同証明書は指定のフォーマットでの提示が求められていますが、指定フォーマットでの証明書入手が困難な場合は、同フォーマットの必要事項が記載されている医療機関等が作成した任意の証明書でも可能です。詳細は以下のウェブサイトをご確認ください。

・有効な「出国前検査証明」フォーマットについて（外務省）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

・水際対策に係る新たな措置について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所
－電話：51-3334-1299
－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp